

# 令和元年10月1日から

3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する児童の利用料が**無償化**されます。

※ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の児童も対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童

### 【対象者・利用料】

○ **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児**の利用料が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 1号認定(幼稚園部分)については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

- 現在、2号認定(保育所部分)の3～5歳児の副食費(おかず・おやつ等)については、保育料の一部としてお支払いいただいております。今回の改正に伴い、利用料の無償化後の副食費(おかず・おやつ等)は、園が定める金額を直接園へお支払いいただくこととなります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の児童と全ての世帯の第3子以降の児童については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

- 幼稚園については、月額上限2.57万円です。

○ **0～2歳児までの児童**については、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- さらに、児童が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の児童を第1子とカウントして、0～2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

## 幼稚園・認定こども園（1号認定）の預かり保育を利用する児童

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。  
(注) 原則、通っている園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。  
(注) 満3歳児は住民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。
- **利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

## 認可外保育施設等を利用する児童

### 【対象者・利用料】

- **認可外保育施設**に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用者を対象とします。**無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受け**る必要  
があります。  
(注) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- **3～5歳児までの児童は月額3.7万円まで、0～2歳児までの住民税非課税世帯の児童は月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する児童についても、3～5歳児までの利用料が無償化**されます。

問い合わせ先：笠間市保健福祉部 子ども福祉課 保育グループ

TEL:0296-77-1101（内線 162・163）